

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：九州電力株式会社
業者の住所：福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号
- 2 指名停止措置期間：令和5年6月15日から令和5年7月14日まで（1か月）
- 3 指名停止措置の範囲：九州防衛局管轄区内（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）
- 4 事実概要
本件は、九州電力株式会社が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為（カルテル）を行っていたとして、令和5年3月30日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたものである。
- 5 指名停止措置理由
当該業者たる九州電力株式会社が独占禁止法違反行為で排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、防衛省における「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当する。また、指名停止等の措置要領の運用基準第7（4）（下記参照）に基づき、指名停止期間を2分の1とする。

<指名停止措置要領付表第2>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2月以上9月以内

<指名停止等の措置要領の運用基準（抜粋）>

- 7 付表第2関係
(4) 付表第2第5号から第7号まで及び第12号アの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。